

事務連絡
令和3年7月1日

生徒のみなさん

事務部

令和3年度京都府高等学校生徒通学費補助事業について

別紙「高等学校生徒通学費補助金」のとおり、住民税の所得割額が非課税で、通学に利用する交通機関に係る1箇月の定期券等購入額が10,000円以上の生徒は補助の対象となる可能性があります。

該当定期券の券面の写し、該当回数券の領収書（令和3年4月1日以降で氏名、購入した回数券の種類及び領収日が記載されたもの）を持って、令和3年7月6日（火）までに事務室にきてください。

高等学校生徒通学費補助金

多額の通学費を負担されている家庭に通学費の一部を補助する府の制度です。
 受給するには、申請書及び各種添付書類を在学する高等学校にご提出いただく必要があります。

◇ 対象者は、府内の公立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①②③いずれにも該当される方です。

- ① 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)を受給されていない方
- ② 次のア又はイに該当する方

ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2の所得基準額以下の方

※新型コロナウイルス感染症の影響等で失業、休業などにより収入が減り家計が急変した場合、学校までご相談ください。

イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の住民税の所得割額が非課税の方

※住民税所得割額＝市町村民税所得割＋道府県民税所得割

別表1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,849,000円
4人	7,062,000円
5人	7,275,000円
6人	7,488,000円
7人以上	7,488,000円+213,000円/1人増

別表2

世帯人員	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人以上	4,060,000円+470,000円/1人増

○上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。

- 1 母子・父子世帯 280,000円
- 2 障障害者1人につき 320,000円
- 3 長期療養者で療養のために経済的な特別な支出をされている場合は、その金額



◇ 補助金の算定方法 (算定後、1,000円未満切り捨て)
 (1年間の定期券等購入額-(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2

<例1> 所得要件「別表1」に該当 1年間の定期券等購入額 275,000円(11ヶ月)
 (275,000円-(22,100円×11ヶ月))×1/2=15,950円 → 年額15,000円補助

<例2> 所得要件「別表2」に該当 1年間の定期券等購入額 220,000円(11ヶ月)
 (220,000円-(17,000円×11ヶ月))×1/2=16,500円 → 年額16,000円補助

<例3> 所得要件「住民税所得割非課税」1年間の定期券等購入額 165,000円(11ヶ月)
 (165,000円-(10,000円×11ヶ月))×1/2=27,500円 → 年額27,000円補助

◇ 補助金を申請する場合は、在学する高等学校に申し出ていただき、申請書をお取り寄せてください。申請書に下記の関係書類を添付し、在学する高校へ提出してください。(期日は7月中の各校が定める日)

- ① 所得に関する証明書(課税(所得)証明書又は市町村民税非課税証明書)
- ② 定期券等の券面のコピー(令和3年4月以降分)
- ③ その他、口座振替依頼書等申請に必要な書類

◇ 問い合わせ先

- ◆ 京都府立西乙訓高等学校 (TEL 075-955-2210)
- ◆ 京都府教育庁高校教育課修学支援係 (TEL 075-574-7516)

③ 1ヶ月の通学費負担額が次の金額を超えている場合

- ◆ 上記②の「別表1」に該当する場合・・・22,100円
 - ◆ 上記②の「別表2」に該当する場合・・・17,000円
 - ◆ 上記②の「イ」世帯全体の住民税所得割が非課税の場合・・・10,000円
- 通学に交通機関を利用して、一箇月10,000円以上である場合は、補助の対象になる可能性があります。
 ※家計基準によっては、該当しない場合もありますので、御了承ください。